

議案第58号

三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 略	(育児休業をすることができない職員) 第2条 略
<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u>	
<u>第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u>	
<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で</u>	<u>(再度の育児休業をすることができる特別の</u>

定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情は、次に掲げる事
情とする。

(1) 育児休業をしている職員が三朝町職
員の勤務時間、休暇等に関する条例（平
成7年三朝町条例第14号。以下「勤務時
間条例」という。）第14条に規定する特
別休暇（以下「特別休暇」という。）の
うち別に定めるものを与えられ、若しく
は出産したことにより当該育児休業の承
認が効力を失い、又は第5条に規定する
事由に該当したことにより当該承認が取
り消された後、当該特別休暇若しくは出
産に係る子若しくは同号に規定する承認
に係る子が死亡し、又は養子縁組等によ
り職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児休業（この号の規定に該当した
ことにより当該育児休業に係る子につい
て既にしたものを除く。）の終了後、3
月以上の期間を経過したこと（当該職員
が、当該育児休業の承認の請求の際育児
休業により当該子を養育するための計画
について任命権者に申し出た場合に限
る。）。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院し
たこと、配偶者と別居したことその他の
育児休業の終了時に予測することができ
なかった事実が生じたことにより当該育
児休業に係る子について育児休業をしな
ければその養育に著しい支障が生じること
となったこと。

事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情は、次に掲げる事
情とする。

(1) 育児休業をしている職員が三朝町職
員の勤務時間、休暇等に関する条例（平
成7年三朝町条例第14号。以下「勤務時
間条例」という。）第14条に規定する特
別休暇（以下「特別休暇」という。）の
うち別に定めるものを与えられ、若しく
は出産したことにより当該育児休業の承
認が効力を失い、又は第5条第2号に掲
げる事由に該当したことにより当該承認
が取り消された後、当該特別休暇若しく
は出産に係る子若しくは同号に規定する
承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等
により職員と別居することとなったこと
と。

(2)及び(3) 略

(4) 育児休業（この号の規定に該当した
ことにより当該育児休業に係る子につい
て既にしたものを除く。）の終了後、当
該育児休業をした職員の配偶者（当該子
の親であるものに限る。）が3月以上の
期間にわたり当該子を育児休業その他別
に定める方法により養育したこと（当該
職員が、当該育児休業の請求の際両親が
当該方法により当該子を養育するための
計画について任命権者に申し出た場合に
限る。）。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院し
たこと、配偶者と別居したことその他の
育児休業の終了時に予測することができ
なかった事実が生じたことにより当該育
児休業に係る子について再度の育児休業
をしなければその養育に著しい支障が生
じることとなったこと。

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例
で定める期間は、当該育児休業に係る子の
出生の日から起算して8週間を経過する日
の翌日までとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち別に定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 略

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち別に定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他別に定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 略

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25

	<u>年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u> <u>(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>
--	--

(三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように定める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところ	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員<u>（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）</u>が、別に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員<u>（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）</u>

により、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	が、別に定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
3 略	3 略
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。	第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。
2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。	2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（<u>災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。</u>）をしないことを承認しなければならない。
3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）	3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として</u>

のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 4 及び 5 略	<u>当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）</u>が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 4 及び 5 略
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の三朝町職員の育児休業等に関する条例第3条第1項第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ改正後の三朝町職員の育児休業等に関する条例第3条第1項第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。
- 3 施行日以後の日を早出遅出勤務開始日とする第2条の規定による改正後の三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求、施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第8条の3第2項の規定による請求又は三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年三朝町条例第7号）第2条の規定による改正後の三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第4項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても別に定めるところにより、これらの請求を行うことができる。